

西小学校いじめ防止基本方針

熊取町立西小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」、また「いじめられた児童の立場に立って取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、様々ないじめ防止対策に取り組む必要がある。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもの育成」を教育目標に掲げており、学力向上、人権教育・道徳教育の推進、体力と健康づくりを3つの柱として教育活動を行っている。特に、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、さらに、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子どもたちの尊厳が守られ、同時に子どもたちをいじめに向かわせないために、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◎いじめの捉え方

○けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）へ情報共有することは必要である。

◎具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 インターネットや携帯電話・スマートフォンを利用したいじめ

(インターネット上のいじめ) への対応

児童に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめにかかる画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうる。そこで、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組みを行う。インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整える。

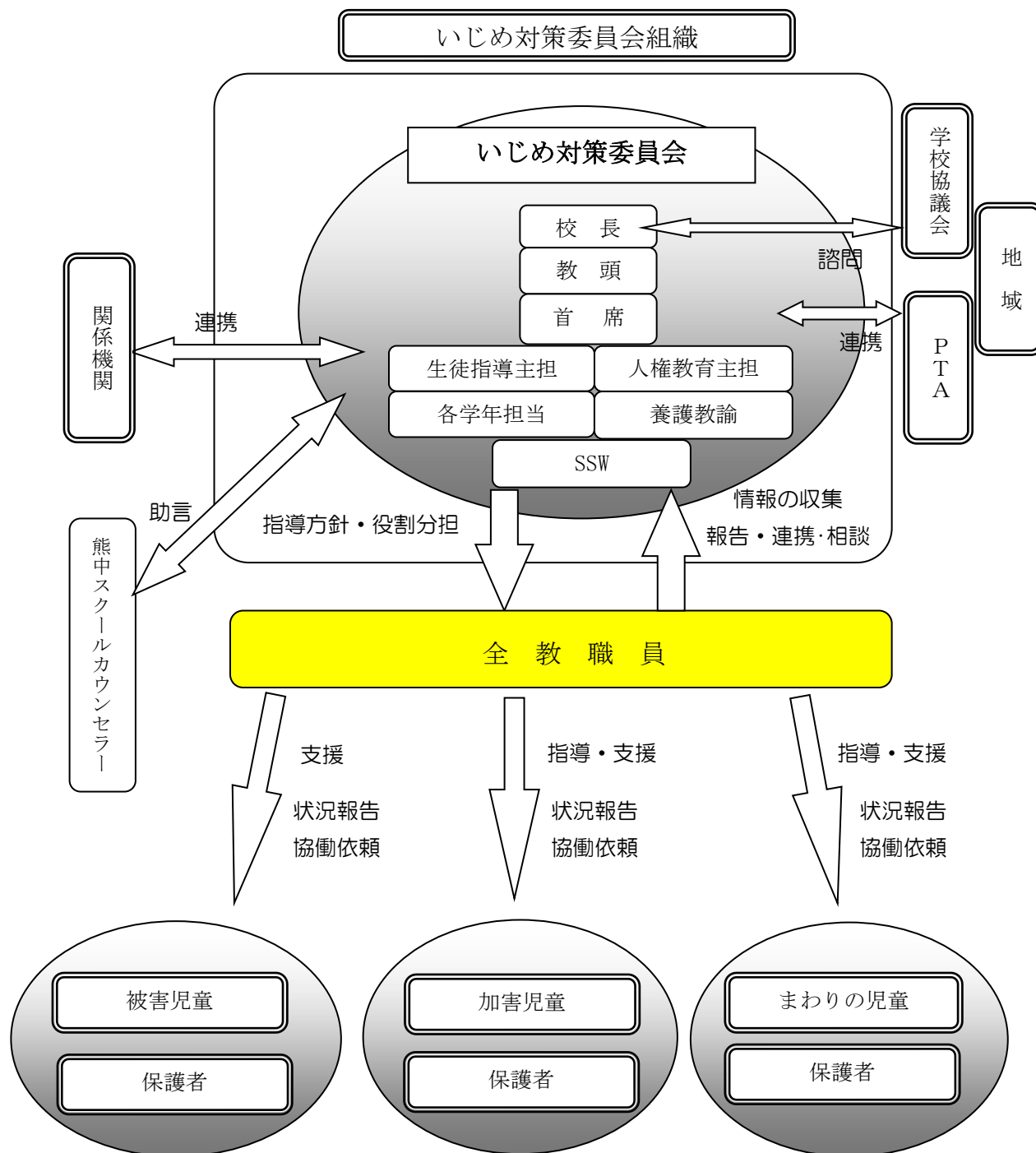
4 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員と組織図

校長、教頭、首席、生徒指導主任、人権教育主任、各学年担当、養護教諭、SSW



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5 年間計画

本基本方針に沿って、別表1のとおり実施する。

6 取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、定例会を毎月開催、そして緊急時における臨時会を開催する。定例会では、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学びの場である学校・学級が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に対する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等それぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員との信頼関係を基に、安全で安心して学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加できる集団づくりを行っていくことである。さらに、他者のつらさやしんどさを共感的に受容するために、他者への思いやりと自らを大切にす気持ちを育み、対等で心豊かな人間関係を築くことと、人権意識を基盤にした質の高い集団づくりをめざして、具体的な教育活動を展開する必要がある。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害行為」とであると捉え、平素からすべての教職員の共通理解を図っていくことが大切である。そのためにも、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因と背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議で周知を図るとともに、校内研修においていじめを未然に防ぐ力を身につけることが必要である。児童に対しては、学級活動や全校集会などで、日常的にいじめの問題にふれ、いじめを絶対に許さないという雰囲気为学校全体で醸成していくことが重要である。さらに、児童と教職員がいじめについて具体的な認識

を共有する手段として、何がいじめにつながるのか、何がいじめなのかを具体的な例をあげて指導する機会を設けていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成

いじめに向かわない態度・能力を身につけるためには、何よりも人権尊重を基盤とした豊かな心を育てる必要がある。そのために、道徳教育や人権教育を充実させ、仲間づくりや集団づくりをめざした体験活動などの推進を図っていかなければならない。その中で、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

自他の意見等に違いがあっても、互いを認め合いながらより良いものをめざして調整し、解決していける力や、自らの言動が他者に与える影響を認識しながら行動できる能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意

いじめ加害の背景には、学習や人間関係、家庭環境等のストレスが関わっていることが考えられる。学習面についてはわかりやすい授業の創造を推進するために、少人数指導や習熟度別学習、補充学習など個に応じたきめ細かな学習プランを整備しておくことが重要である。人間関係については、教職員がさまざまな場面での人間関係を把握し、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。そのために、道徳教育や人権学習での豊かな心の醸成に加えて、体験的な学習やソーシャルスキルを育むセカンドステップの取組みを進めていく。この取組みにより、ストレスに適切に対処できる力を育むことができると考えている。また、家庭環境については、日常的なSSWとの連携及び熊取町健康福祉部子育て支援課など関係機関と連携して、子育て支援の必要な家庭への支援体制を構築していかなければならない。

なお、教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方によっていじめを助長するようなことがないよう指導のあり方には細心の注意を払うとともに、外だけでなく内に対しても開かれた学校づくりを推進していく。特に、「いじめられている側にも問題がある」という認識や発言は、加害児童や周囲で見ている児童の容認につながり、被害児童の孤立やいじめの根絶に大きな妨げになることを認識したい。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組み

いじめにつながる心のありようを減らすためには、すべての児童が認められていると感じたり、活躍する場があると認識できたりすることが必要である。そこで、学級だけでなく、学年や全校にかかわる取組みを行う実行委員会を設置し、児童の考えや意見を大切にしながら、さまざまな行事を行うなど、教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、だれかの役に立っていると感ずることができる機会を積極的に設けていく。

また、学校から家庭や地域に対して学校の方針や取組みを発信し、さまざまな声かけをしていただくことが有効であると考えている。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む

児童自らが、いじめ問題について学び、問題を主体的に捉え、児童自らがいじめをしない、いじめをなくすという取り組みができるよう、学級や学年だけでなく、児童会や委員会の活動を推進していく。特に、気をつけなければならない点は、いじめている側の児童や傍観的な立場にいる児童が、「いじめられている側にも問題がある」とか、「先生や大人に知らせることは卑怯である」といった誤った考えをもっている場合も多く、日頃からいじめは絶対に許されない人権侵害行為であるという認識を育てていく必要がある。さらに、悪ふざけやささいな嫌がらせや意地悪であっても、何度も繰り返したり、大勢で行ったりすることは、深刻ないじめにつながったり、されている側の児童の心の傷が大きいことを知らせていく必要がある。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができない場合が多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。また、定期的に児童の実態を把握するためのアンケートを実施し、すべての児童の状況を把握することが重要である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート調査の実施により直接児童の思いを聞くことと、そのアンケート調査の結果をもとに個別の教育相談を実施する。

(2) 保護者と連携して児童を見守るためには、いじめに対する学校と保護者の共通理解を図ることが重要である。PTA総会をはじめ、機会を捉えて、いじめ防止に対する学校の基本方針を伝えていかなければならない。

引き続き、学校と家庭が協力して未然防止と、早期発見・早期対応を心がけていけるよう努めていく。

(3) 児童及び当該児童の保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、日頃からすべての教職員が児童や保護者からの悩みや相談を積極的に受け止めることで、信頼関係を構築しておく必要がある。特に、保健室の利用や電話相談窓口やSNSを活用した相談窓口等について広く周知しなければならない。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、必要に応じて関係機関とも連携し組織として対応する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主担者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、泉佐野警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに泉佐野警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、熊取中学校スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童等からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童等からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて熊取中学校スクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童等に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童等に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童等に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童等に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化的な行事、遠足や校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童等からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、泉佐野警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科や総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・技能を学習する機会を設ける。

7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得るこ

とを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

8 重大事態への対処について

【重大事態】いじめ防止対策推進法第 28 条より

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

重大事態と考えられる事案が発生した際には、熊取町いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

西小学校 いじめ防止年間計画									
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	ひまわり	学校全体・部会・委員会等	
4月	入学式	始業式	始業式	始業式	始業式	始業式	入学式・始業式	入学式準備委員会	
	保護者・児童への相談窓口周知	保護者・児童への相談窓口周知	保護者・児童への相談窓口周知	保護者・児童への相談窓口周知	保護者・児童への相談窓口周知	保護者・児童への相談窓口周知	保護者・児童への相談窓口周知	いじめ対策委員会・生徒指導部会 (年間計画の確認、問題行動調査説明)	
	学級びらき	学級びらき	学級びらき	学級びらき	学級びらき	学級びらき	学級びらき	特別支援教育委員会	
	1年生を迎える会 学校探検	1年生を迎える会 学校探検 学力到達度診断	1年生を迎える会 学力到達度診断	1年生を迎える会 学力到達度診断	1年生を迎える会 学力到達度診断	1年生を迎える会 学力到達度診断	1年生を迎える会 全国学力学習状況調査	1年生を迎える会	登校指導・校門指導・挨拶運動(通年) ケース会議(適時)
	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	家庭訪問 遠足	
5月	学習参観 学級懇談会	学習参観 学級懇談会	学習参観 学級懇談会	学習参観 学級懇談会	学習参観 学級懇談会	学習参観 学級懇談会	学習参観 学級懇談会	学習参観・学級懇談会 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 登校指導・校門指導(通年) ケース会議(適時)	
	ひまわり教室探検	サツマイモ植え					ひまわり教室探検 (1年)	いじめ対策委員会・生徒指導部会 児童連絡会	
	運動会	運動会 PTC 種目	運動会	運動会 PTC 種目	運動会	運動会	運動会	運動会	
6月	元気調査 元気調査に基づく個別支援	元気調査 元気調査に基づく個別支援	元気調査 元気調査に基づく個別支援	元気調査 元気調査に基づく個別支援	元気調査 元気調査に基づく個別支援	元気調査 元気調査に基づく個別支援	元気調査 元気調査に基づく個別支援	いじめ対策委員会・生徒指導部会 避難訓練	
	公園探検	手話体験 町たんけん		CAP 環境センター見学 環境セミナー			泉支研運動会 水泳指導	登校指導・校門指導(通年) ケース会議(適時) 外国語研究授業 水泳指導	
	水泳指導	水泳指導	水泳指導	水泳指導	水泳指導	水泳指導	水泳指導		
7月	水泳指導 七夕集会 泥んこあそび	水泳指導 学年レク やさしいパーティー	水泳指導	水泳指導	水泳指導	水泳指導・着衣泳 七夕集会 非行防止教室	水泳指導	個人懇談会 終業式	
	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	個人懇談会 終業式	いじめ対策委員会・生徒指導部会・生徒指導研修 校内研究研修 校内人権教育研修	

8月	始業式	始業式 町たんけん	始業式	始業式	始業式 仲良し交歓会(JRC) 非行防止教室	始業式 仲良し交歓会(JRC)	始業式	熊取町教育講演会 始業式
9月	F T活動 フレンドウォーク 土曜参観	F T活動 フレンドウォーク 土曜参観	F T活動 消防署見学 フレンドウォーク 土曜参観	F T活動 フレンドウォーク 土曜参観	F T活動 フレンドウォーク 土曜参観	F T活動 フレンドウォーク 土曜参観	F T活動 フレンドウォーク 土曜参観	登校指導・校門指導・挨拶指導(通年) ケース会議(適時) いじめ対策委員会・生徒指導部会 (年間計画の確認、問題行動調査説明) 仲良し交歓会(JRC) 避難訓練 研究授業 フレンドウォーク
10月	F T活動 芸術鑑賞会 遠足	F T活動 手話体験 芸術鑑賞会 遠足	F T活動 アイマスク体験 (大阪体育大学連携) ひまわり交流会 芸術鑑賞会 遠足	F T活動 車いす体験(大阪体育大学連携) 芸術鑑賞会 遠足	F T活動 弥栄園見学 芸術鑑賞会 林間学校	F T活動 芸術鑑賞会 薬物乱用防止教室	F T活動 ひまわり交流会 (3年) 親子ひまわりクッキング 芸術鑑賞会	いじめ対策委員会・生徒指導部会 登校指導・校門指導・挨拶指導(通年) ケース会議(適時) F T活動 遠足 林間学校 避難訓練 芸術鑑賞会 研究授業
11月	学校教育自己診断 昔遊び交流会 おもちゃランド 音楽集会	学校教育自己診断 おもちゃランド 音楽集会	学校教育自己診断 音楽集会	学校教育自己診断 音楽集会	学校教育自己診断 音楽集会	学校教育自己診断 修学旅行 音楽集会	学校教育自己診断 ひまわり交流会 (2・6年) 音楽集会	学校教育自己診断 いじめ対策委員会・生徒指導部会 登校指導・校門指導・挨拶指導(通年) ケース会議(適時) 音楽集会 研究授業
12月	個人懇談会 F T活動 終業式	個人懇談会 学年レク F T活動 お芋パーティー 終業式	個人懇談会 F T活動 終業式	個人懇談会 F T活動 終業式	個人懇談会 F T活動 終業式	個人懇談会 F T活動 アダプテッドスポーツ体験(大阪体育大学連携) 終業式	ひまわり交流会 (5年) 個人懇談会 F T活動 終業式	いじめ対策委員会・生徒指導部会 登校指導・校門指導・挨拶指導(通年) ケース会議(適時) 個人懇談会 終業式
1月	始業式 たこあげ体験 F T活動	始業式 F T活動	始業式 F T活動	始業式 F T活動	始業式 F T活動	始業式 F T活動	始業式 泉支研学習発表会 F T活動	始業式 いじめ対策委員会・生徒指導部会 登校指導・校門指導・挨拶指導(通年) ケース会議(適時) 人権教育研究授業・道徳研究授業

2月	学習参観 保幼小交流会 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 手話体験 九九交流 生立ちの記録学習 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 クラブ見学 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 地域の魅力づくり プロジェクト 2分の1成人式 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 九九交流 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 親子ひまわり体育 ひまわり交流会 (4年) 元気調査 元気調査に基づく 個別支援 F T活動 お礼の会(見まもり隊)	学習参観 生徒指導児童情報交換 いじめ対策委員会・生徒指導部会 (年間計画の確認、問題行動調査説明) 登校指導・校門指導(通年) ケース会議(適時) F T活動 お礼の会(見まもり隊)
3月	F T活動お別れ給食 お別れ会 修了式	F T活動お別れ給食 お別れ会 学年レク 修了式	F T活動お別れ給食 お別れ会 修了式	F T活動お別れ給食 お別れ会 修了式	F T活動お別れ給食 お別れ会 卒業式 修了式	F T活動お別れ給食 お別れ会 卒業式	F T活動お別れ給食 お別れ会 卒業式 修了式	教育活動年度末反省会 いじめ対策委員会・生徒指導部会 (年間計画の確認、問題行動調査説明) 登校指導・校門指導・挨拶指導(通年) ケース会議(適時) お別れ会 卒業式 修了式